

第 1 章 総則

第 1 条(弁護士報酬の種類)

- 1 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。
- 2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定、電話・メールその他の通信方法による相談を含む。)の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務(以下「事件等」という。)の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受ける委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として 1 回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く。)の対価をいう。

第 2 条 (支払時期)

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規定に特に定めのあるときはその定めに従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

第 3 条(事件等の個数等)

- 1 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、第3章において、引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。
- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

第4条（報酬請求権）

- 1 弁護士（世田谷さくらがおか法律事務所に所属する弁護士をいう。以下同じ。）は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。
- 2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正かつ妥当な範囲内で減額することができる。
 - (1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
 - (2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。
- 3 1件の事件等を複数の弁護士（世田谷さくらがおか法律事務所以外の法律事務所に所属する弁護士を含む。以下本項に限り同じ。）が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。
 - (1) 複数の弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。
 - (2) 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であるとき。

第5条（説明義務等）

- 1 弁護士は、依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。
- 2 事件等を受任したときは、委任契約書を作成しなければならない。
- 3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。

第6条（弁護士報酬の特則による増額）

- 1 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合は、依頼者と協議のうえ、その額を適正かつ妥当な範囲内で増額することができる。

- 2 第3章の規定により算定した着手金の額が10万円（消費税込11万円）に満たない場合には、着手金の額は10万円（消費税込11万円）とする。

第2章 法律相談料等

第7条（法律相談料）

法律相談料は、次のとおりとする。

面談相談(来所) ・電話相談	30分あたり5,000円(消費税込5,500円)
面談相談(出張)	30分あたり5,000円(消費税込5,500円) 但し、移動に片道30分以上を要する場合は 5,000円(消費税込5,500円)を加算する。
メール相談	メール1通あたり5,000円(消費税込5,500円) 但し、作成時間が30分を超える場合は、メールを複数に分割し 1通ごとに法律相談料を算定することができる。
その他の通信方法による相談	通信方法により、電話相談またはメール相談に準じて算定する。

第8条（書面による鑑定料）

- 1 書面による鑑定料は、次のとおりとする。

書面による鑑定料	10万円以上30万円以下 (消費税込11万円以上33万円以下)
----------	------------------------------------

- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第3章 民事事件の着手金及び報酬金

第9条（着手金及び報酬金の算定基準）

本章の着手金及び報酬金については、この細則に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定した額を目安とする。

第10条(経済的利益—算定可能な場合)

前条の経済的利益の額は、この規程に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- (1) 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額
- (6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (10) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのある部分については、その相続分の時価相当額
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)

第11条(経済的利益算定の特則)

- 1 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで減額することができる。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。
 - (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
 - (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

第12条(経済的利益一算定不能な場合)

- 1 第10条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。
- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正かつ妥当な範囲内で増減額することができる。

第13条(民事事件の着手金及び報酬金)

- 1 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件(次条に定める仲裁センター事件を除く。)の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定した額以下の額とする。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%(消費税込 8.8%)	16%(消費税込 17.6%)
300万円を超え 3,000万円以下の部分	5%(消費税込 5.5%)	10%(消費税込 11%)
3,000万円を超え 3億円以下の部分	3%(消費税込 3.3%)	6%(消費税込 6.6%)
3億円を超える部分	2%(消費税込 2.2%)	4%(消費税込 4.4%)

- 2 民事事件につき引き続き上訴事件を受任するときは、前項の規定にかかわらず、着手金を適正かつ妥当な範囲内で減額することができる。

第 14 条(調停事件及び示談交渉事件)

- 1 調停事件、示談交渉(裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。)事件及び弁護士会が主宰する仲裁センター等の紛争解決機関への申立事件(以下「仲裁センター事件」という。)の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ前条第 1 項又は第 17 条第 1 項の各規定を準用する。ただし、原則として、それぞれの規定により算定された額の 3 分の 2 に減額するものとする。
- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第 1 項の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。
- 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この細則に特に定めのない限り、前条第 1 項の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。

第 15 条(契約締結交渉)

- 1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定した額とする。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の部分	2%(消費税込 2.2%)	4%(消費税込 4.4%)
300 万円を超え 3,000 万円以下の部分	1%(消費税込 1.1%)	2%(消費税込 2.2%)
3,000 万円を超え 3 億円以下の部分	0.5%(消費税込 0.55%)	1%(消費税込 1.1%)
3 億円を超える部分	0.3%(消費税込 0.33%)	0.6%(消費税込 0.66%)

- 2 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

第 16 条(督促手続事件)

- 1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定した額とする。

経済的利益の額	着手金
300 万円以下の部分	2%(消費税込 2.2%)
300 万円を超え 3,000 万円以下の部分	1%(消費税込 1.1%)

3,000 万円を超え 3 億円以下の部分	0.5% (消費税込 0.55%)
3 億円を超える部分	0.3% (消費税込 0.33%)

- 2 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第 13 条又は次条の規定により算定された額と前項の規定により算定された額との差額とする。
- 3 督促手続事件の報酬金は、第 13 条又は次条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。

第 17 条(離婚及び離縁に関する事件)

- 1 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正かつ妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件又は離婚交渉事件	30 万円以下 (消費税込 33 万円以下)
離婚訴訟事件	40 万円以下 (消費税込 44 万円以下)

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の 2 分の 1 とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の 2 分の 1 とする。
- 4 前 3 項において、財産分与、慰謝料等財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第 13 条又は第 14 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額を加算して請求することができる。ただし、養育費については、離婚事件の着手金の算定の基礎となる経済的利益の額には加算しないものとし、その 2 年分の額を限度として報酬金の算定の基礎となる経済的利益の額に加算することができる。
- 5 婚姻費用請求事件又は離婚請求を伴わない養育費請求事件については、婚姻費用又は養育費の 2 年分の額を経済的利益の上限とし、第 13 条又は第 14 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額を請求することができる。
- 6 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮して増減額することができる。

7 第1項から第4項まで及び前項の規定は、離縁事件について準用する。

第18条(人事訴訟事件)

1 人事訴訟法（平成15年法律第109号）第2条に規定する人事訴訟（離婚及び離縁の訴えを除く。）に関連する事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正かつ妥当な範囲内で減額することができる。

事件の内容	着手金及び報酬金
調停事件又は審判事件	30万円以下 (消費税込33万円以下)
訴訟事件	40万円以下 (消費税込44万円以下)

2 調停事件から引き続き審判事件を受任する場合は、別途着手金は発生しないものとする。

3 調停事件又は審判事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項に規定する着手金の額の2分の1以下の額とする。

4 前3項に規定する場合において、慰謝料等財産給付を伴うときは、当該財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第13条又は第14条の規定により算定された着手金及び報酬金の額を加算して請求することができる。ただし、継続的財産給付については着手金の算定の基礎となる経済的利益の額には加算しないものとし、その2年分の額を限度として報酬金の算定の基礎となる経済的利益の額に加算することができる。

第19条(面会交流事件)

1 面会交流事件の着手金及び報酬金は、20万円以下（消費税込22万円以下）とする。

2 面会交流事件において、交渉事件から引き続き調停事件又は審判事件を受任するときの着手金は、前項に規定する着手金の額の2分の1とする。

3 面会交流事件の着手金及び報酬金は、当該面会交流事件が離婚手続と同一の機会（事実上同一の機会に行われる場合も含む。）に行われる場合は発生しないものとする。

第20条(監護者指定又は子の引渡請求事件)

1 監護者の指定及び子の引渡請求事件の着手金及び報酬金は、30万円以下（消費税込33万円以下）とする。

- 2 監護者の指定及び子の引渡請求事件において、交渉事件から引き続き調停事件又は審判事件を受任するときの着手金は、前項に規定する着手金の額の2分の1とする。
- 3 監護者の指定又は子の引渡請求事件の着手金及び報酬金は、離婚手続と同一の機会（事実上同一の機会に行われる場合も含む。）に行われる場合は発生しないものとする。

第21条(ハーグ条約適用対象事件)

- 1 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づく子の返還に関する事件、子の返還に関する事件に係る出国禁止命令申立事件及び旅券提出命令申立事件並びに面会交流に関する事件（以下「ハーグ条約適用対象事件」という。）の着手金及び報酬金は次表のとおりとする。

事件の内容	着手金	報酬金
子の返還に関する事件	50万円以下 (消費税込 55万円以下)	100万円以下 (消費税込 110万円以下)
子の返還に関する事件に係る 出国禁止命令申立事件及び旅 券提出命令申立事件	10万円以下 (消費税込 11万円以下)	10万円以下 (消費税込 11万円以下)
面会交流に関する事件	33万円以下 (消費税込 33万円以下)	33万円以下 (消費税込 33万円以下)

- 2 前項の規定にかかわらず、センター受任弁護士は、依頼者と協議のうえ、ハーグ条約適用対象事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正かつ妥当な範囲で増減額することができる。

第22条(境界に関する事件)

- 1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正かつ妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金	60万円以下(消費税込 66万円以下)
----------	---------------------

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。

- 3 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。
- 5 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正かつ妥当な範囲内で増減額することができる。

第23条(借地非訟事件)

- 1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正かつ妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5,000万円以下の場合	50万円以下 (消費税込55万円以下)
5,000万円を超える場合	前段の額に5,000万円を超える部分の0.5%(消費税込0.55%)を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正かつ妥当な範囲内で増減額することができる。
 - (1) 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第13条の規定により算定された額
 - (2) 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第13条の規定により算定された額

- 3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

第24条(保全命令申立事件等)

- 1 仮差押及び仮処分の各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」という。)の着手金は、第13条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第13条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第13条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

第25条(民事執行事件等)

- 1 民事執行事件の着手金は、第13条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第13条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第13条の規定により算定された額の3分の1とする。

- 4 執行停止事件の着手金は、第 13 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の 3 分の 1 とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第 13 条の規定により算定された額の 4 分の 1 の報酬金を受けることができる。

第 26 条(倒産整理事件)

- 1 破産、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、次の各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める額以下の額であることを軽微簡明な事案の基準とする。ただし、当該事件に関する保全事件の弁護士報酬は、当該事件の着手金に含まれる。
 - (1) 事業者の自己破産事件 50 万円 (消費税込 55 万円)
 - (2) 非事業者の自己破産事件 20 万円 (消費税込 22 万円)
 - (3) 自己破産以外の破産事件 50 万円 (消費税込 55 万円)
 - (4) 特別清算事件 100 万円 (消費税込 110 万円)
 - (5) 会社更生事件 200 万円 (消費税込 220 万円)
- 2 前項の各事件の報酬金は、第 13 条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、前項第 1 号及び第 2 号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができる。
- 3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件(免責異議申立事件を含む。)のみを受任した場合の着手金については、第 1 項第 2 号の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。この場合の報酬金については前項の規定を準用する。

第 27 条(民事再生事件)

- 1 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額以下の額であることを軽微簡明な事案の基準とする。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、上記着手金に含まれる。
 - (1) 事業者の民事再生事件 100 万円 (消費税込 110 万円)
 - (2) 非事業者の民事再生事件 30 万円 (消費税込 33 万円)
 - (3) 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件 20 万円 (消費税込 22 万円)

- 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができる。
- 3 民事再生事件の報酬金は、第 13 条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮する。ただし、報酬金は依頼者が再生計画認可決定を受けたときに限りこれを受けることができる。
- 4 民事再生法第 235 条に基づく免責申立事件(免責異議申立事件を含む。)の着手金は、第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。この場合の報酬金は前項の規定を準用する。

第 28 条(任意整理事件)

- 1 第 26 条第 1 項又は前条第 1 項に該当しない債務整理事件(以下「任意整理事件」という。)の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額以下の額であることを軽微簡明な事案の基準とする。

- (1) 事業者の任意整理事件 50 万円(消費税込 55 万円)
- (2) 非事業者の任意整理事件 20 万円(消費税込 22 万円)

- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額(以下「配当原資額」という。)を基準として、次の各号の表のとおり算定した額以下の額とする。

- (1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

500 万円以下の部分	15%(消費税込 16.5%)
500 万円を超え 1,000 万円以下の部分	10%(消費税込 11%)
1,000 万円を超え 5,000 万円以下の部分	8%(消費税込 8.8%)
5,000 万円を超え 1 億円以下の部分	6%(消費税込 6.6%)
1 億円を超える部分	5%(消費税込 5.5%)

- (2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき

5,000 万円以下の部分	3%(消費税込 3.3%)
5,000 万円を超え 1 億円以下の部分	2%(消費税込 2.2%)
1 億円を超える部分	1%(消費税込 1.1%)

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用する。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本章の規定により算定された報酬金を受けることができる。

第29条(行政上の不服申立事件)

行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第13条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

第30条(労働審判事件)

労働審判事件の着手金及び報酬金は、第13条の規定により算定された額の3分の2とする。

第31条(交通事故事件)

- 1 交通事故による損害賠償請求事件の着手金は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額以下とする。
 - (1) 示談交渉事件 20万円(消費税込22万円)
 - (2) 訴訟事件、調停事件又は公益財団法人交通事故紛争処理センターその他の裁判外紛争処理機関への示談あっせん申立事件 30万円(消費税込33万円)
- 2 示談交渉事件から訴訟事件、調停事件又は示談あっせん申立事件へ移行した場合には、前項第1号に規定する金額とは別に、着手金として10万円(消費税込11万円)を受領することができる。
- 3 事案の性質上極めて解決が困難と認められる事件又は請求額が多額となる事件については、第1項各号に規定する金額の3倍の範囲内で着手金を増額することができる。
- 4 依頼者の経済的資力、請求額が少額となる事件その他特別の事情がある場合には、第1項各号に規定する着手金を減額することができる。
- 5 報酬金は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める規定により算定した金額に、解決額と受任前の相手方保険会社による損害賠償提示額との差額を経済的利益として第13条第1項又は第14条第1項の規定により算定した着手金の額から受領済みの着手金の額を控除した金額を加えた合計額とする。
 - (1) 訴訟事件 第13条第1項
 - (2) 示談交渉事件、調停事件又は示談あっせん申立事件 第14条第1項

- 6 前項の報酬金について、事務処理の簡便性その他特別な事情がある場合には、適正妥当な範囲内に減額しなければならない。

第4章 手数料

第32条(手数料)

手数料は、この細則に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定した額以下の額とする。なお、経済的利益の額の算定については、第10条ないし第12条の規定を準用する。

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)	基本	20万円(消費税込22万円)に第17条第1項の着手金の規定により算定された額の10%(消費税込11%)を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額
即決和解(本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 10万円 (消費税込11万円)
		300万円を超え3,000万円以下の部分 1%(消費税込1.1%)
		3,000万円を超え3億円以下の部分 0.5%(消費税込0.55%)
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第18条又は第22条ないし第24条の各規定により算定された額
公示催告	即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	

倒産整理事件の債権届出	基本	10万円(消費税込 11万円)
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判(家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての家事審判事件で事案簡明なもの)		20万円(消費税込 22万円)

(2) 裁判外の手数料

項目	分類		手数料	
法律関係調査 (事実関係調査を含む。)	基本		20万円(消費税込 22万円)	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	10万円(消費税込 11万円)	
		経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	20万円(消費税込 22万円)以上50万円(消費税込 55万円)以下の範囲で依頼者との協議により定める額	
		経済的利益の額が1億円以上のもの	依頼者との協議により定める額	
	非定型	基本	300万円以下の部分	10万円(消費税込 11万円)
			300万円を超え3,000万円以下の部分	1%(消費税込 1.1%)
			3,000万円を超え3億円以下の部分	0.3%(消費税込 0.33%)
			3億円を超える部分	0.1%(消費税込 0.11%)

		特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円(消費税込3万3,000円)を加算する。
内容証明郵便作成	基本		弁護士名の表示の有無を区別せず5万円(消費税込5万5,000円)
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		依頼者との協議により定める額
遺言書作成	定型		20万円(消費税込22万円)
	非定型	基本	300万円以下の部分 20万円(消費税込22万円)
			300万円を超え3,000万円以下の部分 1%(消費税込1.1%)
			3,000万円を超え3億円以下の部分 0.3%(消費税込0.33%)
			3億円を超える部分 0.1%(消費税込0.11%)
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額
公正証書にする場合		上記の手数料に3万円(消費税込3万3,000円)を加算する。	
遺言執行	基本		300万円以下の部分 30万円(消費税込33万円)
			300万円を超え3,000万円以下の部分 2%(消費税込2.2%)
			3,000万円を超え3億円以下の部分 1%(消費税込1.1%)
			3億円を超える部分 0.5%(消費税込0.55%)

		特に複雑又は特殊な事情がある場合	受遺者との協議により定める額
		遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算		資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額
			1,000万円以下の部分 4%(消費税込4.4%)
			1,000万円を超え2,000万円以下の部分 3%(消費税込3.3%)
			2,000万円を超え1億円以下の部分 2% 1億円を超え2億円以下の部分 1%(消費税込1.1%)
			2億円を超え20億円以下の部分 0.5% (消費税込0.55%)
			20億円を超える部分 0.3%(消費税込0.33%)
会社設立等以外の登記等	申請手続		1件5万円(消費税込5万5,000円)。ただし、事案によっては、依頼者との協議により増減額することができる。
	交付手続		登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1,000円(消費税込1,100円)とする。
株主総会等指導			依頼者との協議により定める額
現物出資財産等証明(会社法第33条第10項第3号に規定する証明)			1件30万円(消費税込33万円)。ただし、現物出資財産等である不動産の価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、依頼者との協議により増減額することができる。

簡易な自賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)	次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、依頼者との協議により増額することができる。 給付金額が 150 万円以下の場合 3 万円(消費税込 3 万 3000 円) 給付金額が 150 万円を超える場合 給付金額の 2%(消費税込 2.2%)
--	---

第 5 章 時間制

第 33 条(時間制)

- 1 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第 2 章ないし第 4 章及び第 7 章の規定によらないで、1 時間あたりの適正かつ妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間(弁護士の移動に要する時間を含む。)を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。ただし、その合計額は、第 2 章ないし第 4 章及び第 7 章の規定により算定される弁護士報酬額を超えることはできない。
- 2 前項の単価は、1 時間ごとに 3 万円(消費税込 3 万 3000 円)以下とする。
- 3 具体的な単価の算定にあたっては、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性を考慮する。
- 4 時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。
- 5 本条によって弁護士報酬を受けるときには、費用見積書を提出する。

第 6 章 顧問料

第 34 条(顧問料)

- 1 顧問料は、次表の額以下の額であることを基準とする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を増額し、又は減額することができる。

事業者	月額 5 万円以上 20 万円以下 (消費税込 5 万 5000 円以上 22 万円以下)
-----	--

非事業者	月額 5,000 円以上 5 万円以下 (消費税込 5,500 円以上 5 万 5,000 円以下)
------	---

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費等の実費の支払等については、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

第 7 章 日当

第 35 条(日当)

- 1 日当は、次表の額以下の額であることを基準とする。

半日(往復 2 時間を超え 4 時間まで)	3 万円(消費税込 3 万 3,000 円)
1 日(往復 4 時間を超える場合)	5 万円(消費税込 5 万 5,000 円)

- 2 前項の規定の額は、依頼者と協議のうえ、適正かつ妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第 8 章 実費等

第 36 条(実費等の負担)

- 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。
- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

第 37 条(交通機関の利用)

出張のための交通機関については、あらかじめ依頼者と協議しなければならない。

第9章 委任契約の清算

第38条(委任契約の中途終了)

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。
- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

第39条(事件等処理の中止等)

- 1 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

第40条(弁護士報酬の相殺等)

- 1 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し、又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。
- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

以上